

自治研修所研修担当者のみなさまへ

この資料は、自治研修所研修（基本研修及び選択研修）の受講に当たり、研修担当者のみなさまに行っていただく手続等です。

このほか、自治研修所ホームページに掲載している「自治研修所のしおり」を、あらかじめよく読み、受講者に対しても「自治研修所のしおり」の内容を十分確認させてください。

1 関係者への周知等

- (1) 受講者及びその所属長等に対して研修日程等を周知してください。
- (2) 所属長等は受講者から、業務都合等により受講が困難である旨の相談を受けた場合、他の職員を当該業務の代替に充てるなどの調整を実施し、できるだけ受講が可能となるように配慮してください。
- (3) 基本研修において自治研修所が指定する回次は、各所属から提出された希望回次と異なることがあります。別途通知される「指定名簿」をご確認の上、受講者に周知願います。また、選択研修も希望者多数等により全員指定できないことがありますので、併せてご確認の上、周知願います。
- (4) 市町村及び協定締結団体の場合は、自治研修所に提出した受講予定者名簿の「通勤・宿泊区分」を受講者に確実に伝えてください。また、「通勤・宿泊区分」を変更する場合は、速やかに自治研修所まで連絡してください。

2 欠席・回次変更（「自治研修所のしおり」P8）

受講者から欠席または回次変更の相談を受けた場合は、所属長への確認及び自治研修所への電話連絡を行った後、期限までに所定の手続を行ってください。また、電話連絡後、さらに変更や欠席の取りやめ等があった場合は、速やかに自治研修所までお知らせください。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染リスクや不安などの感じ方には大きな個人差があります。自治研修所では、講義中だけではなく食事中など様々な場面で感染防止対策を行っているところですが、受講者から感染リスクを懸念する相談を受けた場合は、回次変更や次年度の受講についてもご検討くださるようお願いいたします。

3 通勤・宿泊及び食事有無の届出（「自治研修所のしおり」P9）

受講者に、期限までに所定の手続を完了させてください。受講者から特別の事情による通勤の相談を受けた場合は、状況を確認後、期限までに所定の手続を行ってください。

また、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により急遽研修の延期等を決定した場合における受講者への連絡手段の確保について、御協力いただけますようお願いいたします。

4 【県職員・派遣職員対象】 旅行命令について（「自治研修所のしおり」P20）

受講者に、期限までに所定の手続を完了させてください。

なお、すべての研修が終了した後（例年1月）、各所属に内示している当該年度の自治研修所費（旅費）の予算を引き上げます。引き上げ前には別途通知します。